2　小委員会は、次のことを任務とする。
(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。
(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成及び改善において協力を強化すること。
(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する情報の交換を行うこと。
(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。
(e)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に従事する地域的な場及び多国間の場での活動に関する情報の交換を行うこと。
(f)　この章の規定に関連する事項に関する両締約国間の技術的な協力について討議すること。
(g)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、この章の規定に関連するあらゆる問題（両締約国間に紛争を引き起こす可能性がある問題を含む。）について討議すること。
(h)　関係機関に対し小委員会の所見を報告すること。
(i)　合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
4　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
5　この条の規定の適用上、小委員会は、次のものによって調整される。
(a)　日本国については、外務省又はその後継機関
(b)　モンゴル国については、産業省又はその後継機関

第六・十条　第十六章の規定の不適用

1　第十六章の規定は、この章の規定については、適用しない。

第七章　サービスの貿易

第七・一条　適用範囲

1　この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、サービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。
2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。
(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの
(b)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置
(c)　政府調達
(d)　締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）
(e)　出入国管理に関する法令に基づく措置
(f)　一方の締約国の雇用市場へのアクセスを求める他方の締約国の自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置
(g)　政府の権限の行使として提供されるサービス
3　2(b)の規定にかかわらず、この章の規定は、次の事項に影響を及ぼす措置について適用する。
(a)　航空機の修理及び保守のサービス
(b)　航空運送サービスの販売及びマーケティング
(c)　コンピュータ予約システムのサービス
4　附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。
5　附属書五は、電気通信サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第七・二条　定義

この章の規定の適用上、
(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。
(b)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。
(c)　「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
(d)　「他方の締約国の法人」とは、次のいずれかの法人をいう。
(i)　他方の締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される法人
(ii)　業務上の拠点を通じてサービスが提供される場合には、次のいずれかの者が所有し、又は支配する法人
(A)　他方の締約国の自然人
(B)　(i)に規定する他方の締約国の法人
(e)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。
注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。
(f)　「締約国が採用し、又は維持する措置」とは、次の措置をいう。
(i)　締約国の全ての段階の政府又は機関が採用し、又は維持する措置
(ii)　非政府機関が、締約国の全ての段階の政府又は機関によって委任された権限を行使するに当たって、採用し、又は維持する措置
(g)　「サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置」には、次の措置を含む。
(i)　サービスの購入、支払又は利用に係る措置
(ii)　サービスの提供に関連して、当該締約国が公衆一般に提供されることを要求しているサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置
(iii)　当該締約国の区域内におけるサービスの提供のための他方の締約国の者の存在（業務上の拠点を含む。）に係る措置
(h)　「独占的なサービス提供者」とは、締約国が自国の関連市場におけるサービスの唯一の提供者として法令上又は事実上許可し、又は設立する者（公私を問わない。）をいう。
(i)　「締約国の自然人」とは、締約国の法律に基づく当該締約国の国民をいう。
(j)　「航空運送サービスの販売及びマーケティング」とは、関係する航空運送人が自己の航空運送サービスの販売及びマーケティング（市場調査、広告、流通その他マーケティングの全ての側面を含む。）を自由に行う機会をいう。ただし、これらの活動には、航空運送サービスの価格の決定及びサービスに適用される条件を含まない。
(k)　「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。
(l)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。
(m)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。
(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）
(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）
(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）
(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において当該一方の締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）
(n)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。